

島根県中世史料集成について

島根県古代文化センターでは、島根県（出雲国、石見国、隠岐国）に関連する中世史料を『平安遺文』、『大日本古文書』、自治体史といった史料集から抽出し、編年順に整理した目録を準備が整ったものから順次ホームページに掲載しています。

次の利用条件を承諾されれば、事前の申請手続等なくダウンロードしていただいて結構ですので、研究にご活用ください。

本目録データ利用の条件

本目録データの利用に当たっては、以下の条件を付します（ダウンロードをもって以下の条件を承諾したものとみなします）。

- 1 本目録の内容については正確を期すよう努めていますが、信頼性・正確性は利用者の責任によるものとし、島根県古代文化センターは保証の義務を負いません。
- 2 本目録の利用によって生じるいかなる損害についても、島根県古代文化センターはその責を負いません。
- 3 ダウンロードした本目録データを有償頒布することは認めません。

凡例

1 目録の対象

別表に掲げた刊本史料集を対象としています。

ただし、自治体史については、日記や文芸作品等が収録されたいわゆる「古記録編」は抽出作業の対象から除いており、古記録編に係る巻号の目録はありません。

2 目録の各項目の意味

(1) 「No.」欄

年次順に一連番号を付しています。なお、一部のファイルには「No.掲載順」の欄がありますが、これは刊本の頁順に付した一連番号です（エクセルの「並び替え」機能を使えば「家わけ」での閲覧が可能です）。

(2) 史料群名

ア 原則として引用元の刊本の表記を優先しています。

イ 収集文書は、〇〇氏収集文書などとしています。

ウ 〇〇家文書の「家」の有無は慣例に従っています。

エ 旧国名は原則付けていませんが、区別が必要な場合は付けています。

(3) 西暦コード

ア 西暦年 4 ケタ + 月 3 ケタ + 日 3 ケタの 10 ケタとしています。

(ア) 西暦 4 ケタはそのままです (ex. 永禄 4 年 → 1561)。

(イ) 月 3 ケタの最初は 0 としています (ex. 1 月 → 001、12 月 → 012)。

(ウ) 日3ケタの最初は原則0とし、閏月の場合最初を9としています

(ex. 正月1日→001001、閏正月1日→001901)。

イ 西暦は無年号文書を推定した場合も()は付けていません。

ウ 年未詳は9999、月未詳は099、日未詳は099、です。

エ 晦日は030に統一しています。

(4) 和暦年月日

ア 「天正19年12月8日」のように、半角数字を用いています。

イ 無年号文書の年代を推定した場合は()に入れています。

(ex. (弘治3年)5月15日)

ウ 元年・正月表記はそのままです(1年、1月に改めていません)。

エ 月の異名表記は用いていません(ex. 卯月→4月)。

オ 晦日・吉日表記はそのままです。

(5) 史料名

原則として、抽出元の刊本に記載されている史料名を用いています。

古記録本文中に島根県関連記事がある時は、当日条を1件としてカウントし、文書が引用されている場合は、当該文書を1件としてカウントしています(刊本注釈などに基づく史料名を付しています)。

(6) 活字

ア 該当文書が収録されている刊本の名称、文書番号、ページ数、古記録掲載年月日等を記載しています。

イ 刊本の名称、文書番号等の情報は別表の略記例に準じて記載しています。

(7) 国名

当該文書に関連する島根県内の旧国名(出雲・石見・隠岐)を記載しています。関係事項が複数国に及ぶ場合は併記しています。(ex. 出雲 - 石見)。

(8) 備考

主に当該文書に登場する島根県(出雲・石見・隠岐)関係の地名・人名を入れています。

3 その他

(1) 正確性、利便性の向上等の観点から、本目録の内容を予告なく変更することがあります。

(2) 本目録の内容に誤り等を発見された場合は、島根県古代文化センターにご連絡ください。

(電話：0852-22-6727)

謝辞

本目録の作成に当たっては、飯分徹様及び戸谷穂高様のご協力を得ました。厚く御礼申し上げます。

別表「活字」欄の略記例

略記前	略記例
竹内理三編『平安遺文』1巻所収の18号文書	『平安遺文』1-18
竹内理三編『鎌倉遺文』1巻所収の18号文書	『鎌倉遺文』1-18
松岡久人編『南北朝遺文 中国四国編』1巻所収の18号文書	『南北朝遺文・中四国』1-18
『大日本古文書家わけ第4 石清水文書』1巻所収の18号文書	『石清水文書』1-18
『大日本古文書家わけ第8 毛利家文書』1巻所収の18号文書	『毛利家文書』1-18
『大日本古文書家わけ第9 吉川家文書』2巻所収の1120号文書	『吉川家文書』2-1120 (※「別集」は「別」、「石見吉川家文書」は「石」と表記)
『大日本古文書家わけ第11 小早川家文書』1巻所収の18号文書	『小早川家文書』1-18
『大日本古文書家わけ第11 小早川家文書』1巻所収の小早川家證文の18号文書	『小早川家文書』1-證18
『大日本古文書家わけ第11 小早川家文書』2巻所収附録「浦家文書」の18号文書	『小早川家文書』2-浦18
『大日本古文書家わけ第14 熊谷家文書』所収の18号文書	『熊谷家文書』-18
『大日本古文書家わけ第14 三浦家文書』所収の18号文書	『三浦家文書』-18
『大日本古文書家わけ第14 平賀家文書』所収の18号文書	『平賀家文書』-18
『大日本古文書家わけ第15 山内首藤家文書』所収の18号文書	『山内首藤家文書』-18
『大日本古文書家わけ第20 東福寺文書』1巻所収の18号文書	『東福寺文書』1-18
『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』所収の〇〇家文書の18号文書	広島県史Ⅲ「〇〇家文書」18
『山口県史 史料編 中世2』所収の〇〇家文書の18号文書	「〇〇家文書」18、『山口県史』2p(掲載頁番号)
『岡山県史 家わけ史料』所収の〇〇家文書の18号文書	『岡山県史』家わけ史料-〇〇家文書18
『岡山県古文書集 2巻』所収の〇〇家文書の18号文書	『岡山県古文書集』2-〇〇家文書18
『黄薇古簡集』巻第一、〇〇郡、〇〇衛門所蔵文書の18号文書	『黄薇古簡集』1-〇〇郡-〇〇衛門所蔵18
『兵庫県史 史料編中世8』所収の〇〇家文書の18号文書	兵庫県史中世8-〇頁(〇〇家文書18)。
『新鳥取県史 資料編古代中世1 古文書編 下』(県外文書編)所収の第18号文書	『新鳥取県史』1上p〇/県外18
『史料纂集 山科家礼記』文明3年10月8日条(「久守記」所収分)	『山科家礼記』文明3.10.8.条(久守記)
『史料纂集 山科家礼記』文明4年本(正月～六月記)表紙裏	『山科家礼記』文明4.1.～6.表紙裏

注:長文の史料の場合は、島根県関係記事が確認できるページ番号等を適宜記入している。